



国 監 告 第 9 号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成28年度第2回定期監査
における指摘・要望事項の措置について、別紙のとおり公表する。

平成29年2月1日

国立市監査委員 伯 道 夫

国立市監査委員 大 和 祥 郎

(写)
国政経収第 166 号
平成 29 年 1 月 27 日

国立市監査委員 伯 道 夫 様
国立市監査委員 大 和 祥 郎 様

国立市長 永 見 理 夫

定期監査における指摘・要望事項の措置について（通知）

平成 28 年 1 月 18 日付国監発第 25 号により通知のありました件について、下記のとおり措置したので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

記

1. 措置内容
別紙のとおり
2. 指摘・要望事項を受けた部局及び担当部長
部 局：行政管理部（防災安全課、市民課）
担当部長：行政管理部長 橋本 祐幸

以上

別紙

行政管理部 防災安全課

【指摘事項】

貸与品（貸与する被服）の管理について

国立市職員被服貸与規程第8条第2項「貸与品については、被服貸与簿（第1号様式）により、貸与の年月を明確にしておかなければならない」に基づく、職員に対する貸与品の被服貸与簿が作成されていなかった。

今後は、同規程に基づいて被服貸与簿を作成し、貸与品の管理を徹底されたい。

措置前の状況

被服貸与規程に基づき、決裁し、職員に作業服を貸与していましたが、被服貸与簿については、作成しておらず、そのままの状態になっていました。

措置の内容

被服貸与簿を作成し、貸与品名、貸与年月、氏名等を記載してまいります。また、被服貸与時に被服貸与簿の記載確認を決裁権者である係長、課長の確認を徹底し、貸与品の管理に努めてまいります。

別紙

行政管理部 市民課

【要望事項】

決裁及び文書事務等について

国立市テレホンサービス業務委託契約、個人番号カード交付業務にかかる複写機賃貸借及び消耗品等供給契約、番号発券機等賃貸借の契約締結決裁を確認したところ、決裁日が未記入であるもの、随意契約理由の記載のないものが認められた。

職員が職務上作成した文書は公文書であり、決裁は意思決定の証拠書類で、また、情報公開の対象でもある。

なお、特命随意契約は、真にやむを得ない場合に限るものとされているので、その締結に際しては、行政としての説明責任を果たすために業者選定過程の透明性を確保することが必須であるとの認識に立ち、適用条項の記載とともに、選定理由についても十分に説明を尽くすべきである。

今後は、文書事務の手引き及び契約事務の取扱いについての通知等を改めて確認し、適正な事務の執行に努められたい。

措置前の状況

契約案件の文書を起案する際には、契約事務規則等に基づいた決裁区分、合議先によって作成、回議しています。特に、特命随意契約に関する案件に関しては、起案者はもとより、係長、課長の決裁文書を確認すべき者が随意契約の理由等に関し配意して文書作成をしていますが、一部でそれらが不徹底なところがありました。

措置の内容

契約事務に係る決裁文書等については、これまでも十分に注意を払い取り扱ってきたところではございますが、今回ご指摘いただいたような事案が確認されたことを受けまして、契約事務に携わる職員に再度決裁文書の作成の仕方等について、契約事務、文書事務の基本に立ち返り、基礎的なところから再度確認するよう指導を徹底してまいります。